

安全報告書

2017年



Manyosen

万葉線株式会社

1. はじめに

この安全報告書は、鉄道事業法及び軌道法第26条において準用する鉄道事業法第19条の4に基づき、当社の輸送安全確保における前年度の実績や本年度の実施計画により作成、公表することによって、輸送安全に対する考えを利用者の方々に知って頂くものであります。

2. ご利用のお客様、地域の皆様へ

弊社の鉄軌道事業運営に対して、日頃のご利用、ご支援に深く感謝申し上げます。

万葉線ではアイトラム6編成を中心に快適で安定したサービスや信頼される輸送の提供を行ってきました。高岡、射水両市をはじめ、「万葉線対策協議会」、「万葉線を愛する会」など関係各位の協力を得ながら積極的な事業活動を展開するとともに、ドラえもんトラムの運行継続に積極的に取り組んでまいりました。

平成28年度の利用者は「ドラえもんトラム」や高岡御車山祭、新湊曳山まつりをはじめとする各種祭りや納涼ビアガーデン、他の交通機関と連携したイベント事業での割引、記念乗車券の発売、臨時増発等を実施するとともに、富山マラソンなど沿線で開催されたイベント等に協力し利用客の増加に努めた結果、各種イベント等は引き続き好調であったものの、一般乗客及び通学定期利用客が減少したことにより輸送人員は115万5千人（対前年97.5%）となりました。

平成28年度は、国、県、高岡市、射水市の支援のもと軌道の重軌条化、高岡駅電子連動装置測定器設置、踏切保安設備、電路設備の更新などを実施し「安全」「安心」「安定」輸送の向上に取り組みました。

これからも環境問題に優れ、快適で高齢者や交通弱者にやさしい公共交通として将来にわたり地域の発展、市民の生活の足としての役割を果たしていく所存であります。

今後とも、より一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

代表取締役社長 竹平 栄太郎

3. 輸送の安全確保に関する基本方針

輸送の安全確保を最優先させるため、社長をはじめ全社員の安全に係わる行動の規範として「綱領」に定め、常に意識し実践していきます。

綱領

- ① 安全の確保は輸送の生命である。
 - ② 規定の遵守は安全の基礎である。
 - ③ 執務の厳正は安全の要件である。
- ・人命救助を最優先に行動し、最も安全適切な処置をとる。(危険＝停止)
 - ・連絡、報告、打ち合わせを綿密に行い、情報を共有し透明性を確保する
 - ・常に問題意識を持ち、訓練と自己研鑽に励む。

4. 平成28年度の事故発生状況

重大事故 - - - 0件

重大事故等（旅客運行車の衝突、脱線、火災、）の発生はありませんでした。

自動車との接触事故は5件発生し、内2件は道路障害事故でした。当社では、『譲る気持ちと待つゆとりある運転』を実践し接触事故の減少に努めた結果昨年度より道路障害事故が1件減少しました。沿線の皆様には、右折などで軌道敷内に進入する際は後方確認を行い電車が通過するのを待って右折及び横断を開始するようお願いします。

輸送障害事故は4件発生し、昨年度より2件減少しました。内2件は暴風による運休、残り2件は冷害が原因による運休です。今後、早めの対応に努め自然災害に強い万葉線に努めてまいります。

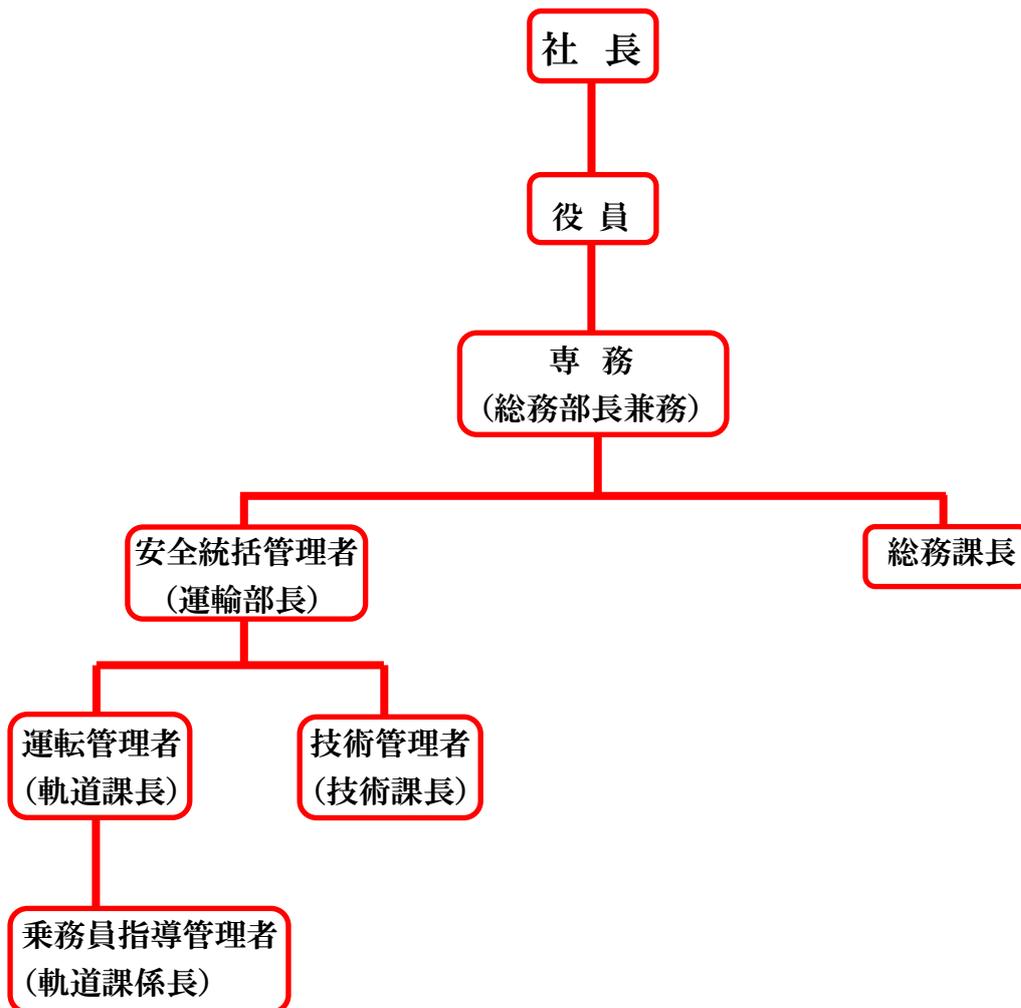
- ※道路障害事故 - - - 踏切道以外の道路で車両が道路を通行する車両等と衝突し、又は接触し人の死傷を生じるおそれのある程度以上の衝撃を伴った衝突又は接触した事故
- ※輸送障害事故 - - - 車両の運転を休止したもの又は、30分以上の遅延を生じたもの

5. 安全管理体制

社長をトップとする安全管理組織を構築し運用しています。この組織の中で、安全統括管理者、運転管理者、乗務員指導管理者、技術管理者がそれぞれの責任を明確にして、現場実態を的確に把握し、傷害事故・運転事故の絶滅に取り組みます。

安全管理体制

社長をトップとする安全管理体制を構築し、各責任を明確にして、現場実態を的確に把握し、傷害事故、運転事故の絶滅に取り組むこととする。



役 職	役 割
社 長	輸送の安全の確保に関する最終的な責任を負う。
運 輸 部 長 (安全統括管理者)	輸送の安全の確保に関する業務を統括管理する。
総 務 部 長	輸送の安全確保に必要な設備投資、財務、要員に関する事項を統括管理する。
軌 道 課 長 (運転管理者)	安全統括管理者の指導の下、電車の運行、運転士の資質の保持、その他運転に関する業務を統括管理する。
軌 道 課 係 長 (乗務員指導管理者)	運転管理者の下、運転士の資質の保持に関する事項を管理する。
技 術 課 長 (技術管理者)	安全統括管理者の指導の下、施設、電気、車両に関する事項を統括管理する。
総 務 課 長	輸送の安全確保に必要な設備、財務、要員に関する事項を管理する。

6. 安全対策の実施状況

(1) 施設

- ・線路設備 重軌条化工事（中新湊～東新湊間）
- ・信号保安設備 踏切保安設備（新湊高校正門踏切）
高岡駅電子連動装置測定器
- ・電路設備 電柱の更新、
- ・車両検査 車両全般検査、車両台車検査、低床車両の車輪交換

(2) 教育訓練及び社内での取り組み

- 4月 踏切安全指導（西新湊構内踏切において実施）
事故防止会議（実地訓練 - - 非常の場合の処置）
- 5月 春の全国交通安全運動
安全輸送サービス向上旬間
安全対策教育指導に関する技術研修会
- 7月 夏の交通安全県民運動
- 8月 安全輸送サービス向上旬間
事故防止会議（実地訓練 - - 第三者暴力行為災害の対処）
- 9月 秋の全国交通安全運動
- 12月 年末年始輸送安全総点検
事故防止会議（冬期積雪時に備えた点検）
テロ対策ネットワークとやま設立（参加）

平成 29 年 2 月 公共交通機関テロ初動対処訓練（見学）

鉄軌道津波防災連絡会議（研修）



・第三者暴力行為災害の対処事例



・冬期点検

7. 平成29年度の実施計画

(1) 平成29年度の安全目標

- ・ 重大事故、人身事故ゼロ
- ・ 接触事故、整備不良による輸送障害事故ゼロ
- ・ 経営改善計画の策定

(2) 平成29年度の施設整備計画

- ・ 線路設備 重軌条化工事（米島口～能町口間、六渡寺～庄川口間）
- ・ 信号保安設備 踏切保安設備（臨港踏切）
- ・ 電路設備 吊架線の更新
- ・ 車両検査 車両全般検査、車両台車検査、低床車両の車輪交換
- ・ その他 内川橋梁、庄川橋梁健全度及び洗掘調査の実施

(3) 平成29年度の教育訓練及び社内での取り組み

- 4月 踏切安全指導
事故防止会議（車両故障の場合の処置）
春の全国交通安全運動



- 5月 安全輸送サービス向上旬間
7月 夏の交通安全県民運動
8月 安全輸送サービス向上旬間
事故防止会議（実地訓練）
9月 秋の全国交通安全運動、
12月 年末年始輸送安全総点検
事故防止会議（実地訓練）

8. 沿線の皆様へお願い

- (1) お車を運転される方は、事故防止のため軌道敷内に入る際は、後方から電車が接近していないか必ずご確認ください。また、接近してきた場合には速やかに軌道敷外に出る等、電車の運行に支障を及ぼさないようにお願いします。**電車は急に止まれません。**
- (2) 線路内に入ることや無理な踏切横断は、大変危険です。踏切は、手前で一旦停止し、踏切内の安全を確かめ通行いただくよう御協力下さい。
- (3) 電車が停留場に停車している場合、お客様が乗降されます。付近を通過する時は、一旦停止又は徐行運転をお願いします。

※「道路交通法第21条及び第31条をお守りください。」

ドライバーの皆様へ
万葉線からのお願い

事故防止のため軌道敷内に入る際には必ず後方から来る電車の確認をお願いします。

ダメ!
路面電車の通行を妨げてはいけません。

ダメ!
軌道敷内を通行してはいけません。

OK

交通ルールとマナーを守ろう!

**お願いします
電車は急に止まれません!!**

道路交通法 第21条・第31条

1. 軌道敷内を通行してはならない。(危険防止のためやむを得ない場合を除き)
2. 路面電車の通行を妨げてはならない。
3. 後方から路面電車が接近してきたときは、速やかに軌道敷外へ出るか、路面電車から必要な距離を保たなければならない。
4. 路面電車に追いついたときは、乗客が乗降を終わり、若しくは乗客が横断し終わるまで後方で停車しなければならない。

◆万葉線株式会社 ◆万葉線対策協議会 ◆高岡警察署

**交通ルールの遵守と
正しい交通マナーを実践して
交通事故防止に努めよう!!**

**路面電車に関する
交通ルールと
正しい交通マナー**



1. 右折・Uターン・追い越し等で軌道敷内へ進入する時は、後方からの電車の確認と、十分な距離(電車は急に止まれません)があるか、安全を必ず確認してください。
2. 電車が接近している時は、電車が通過するまで白線の外側でお待ちください。
3. 電車乗降のお客様が道路を横断される際には、一旦停止でお客様の安全確保に、ご協力をお願いします。

◆万葉線株式会社 ◆万葉線対策協議会 ◆高岡警察署